



2020年5月12日

各 位

会社名 東 ソ ー 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 山本 寿宣
(コード番号 4042 東証第1部)
問合せ先 総務部長 坂田 昌繁
(TEL 03-5427-5101)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月25日開催予定の第121回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 定款に定める取締役の員数と現在の取締役の員数との整合性を図るとともに、当社の事業規模を勘案し、現行定款第19条(員数)につきまして、取締役の員数を変更するものであります。
- (2) 取締役会を開催して決議を行うことを原則といたしますが、より機動的な意思決定のため、緊急時や議案の内容に応じて書面または電磁的記録により取締役会の決議があったものとみなすことができるよう、定款第23条(取締役会の決議の省略)の規定を新設するものであります。
- (3) 当社の事業規模、監査体制を勘案し、現行定款第28条(員数)につきまして、監査役の員数を変更するものであります。
- (4) その他、文字の追加、上記の新設に伴う条数の変更等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2020年6月25日(予定)
定款変更の効力発生日	2020年6月25日(予定)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 後
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (員 数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より 3 日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 23 条～第 27 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 (員 数)</p> <p>第 28 条 当社の監査役は、<u>4</u>名以上とする。</p> <p>第 29 条～第 30 条 (省略)</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 31 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より 3 日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 32 条～第 35 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 36 条～第 38 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 39 条～第 42 条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (員 数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第 23 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第 24 条～第 28 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 (員 数)</p> <p>第 29 条 当社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>第 30 条～第 31 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 33 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 37 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 40 条～第 43 条 (現行どおり)</p>